



京都の民主運動史を語る会 会報 題字 住谷悦治

代表 岩井 忠 熊

会費・会報代とも年3,000円

〔郵便振替払込口座番号〕

01060-7-15762

加入者名 燎 原 社

ワハカの大伽藍



永原 誠 画

六〇年安保闘争と
清原日出夫の歌

黒住 嘉輝

「燎原」総会小講演要旨
占領下のイラクで
明らかになったこと (二)

坂井 定雄

帝国の独裁者が戦争を
始めるときの決まり文句

須田 稔

歴史的な勤評・安保の
たたかいに参加して (四)

湯浅 晃

執筆者紹介

編集後記

六〇年安保闘争と清原日出夫の歌

黒住 嘉輝

重層性とを短歌の正統的技法を駆使して、清新な作品に結実させた例はまれである。

会議終う

帰らん帰りて毛を読むべく

またストかと罵る一人

いるクラス

戸を開けて入るまでの苦しみ

なかに無電に話す口見ゆ

何処までもデモにつきまとう

ポリスカー

一瞬に引きちぎられし

わがシャツを

警官は素早く後方に捨つ

隊列に巻き込まれたる警官の

逃れんとして脆き貌しつ

矢の如き光を流す光源の

かげに笑える白き歯を見つ

警棒に裂かれし傷は分ち持ち

その傷に即きつきて問うべし

しかし「あとがき」からも知ら

れるように、清原の立場は公式主

義でなく、誠実な個人の良心から

発しており、それだけに苦悩のか

げをとどめ、それゆえにこそまた

この時代の短歌として一つの意義

を持ちつつけるものである。

北海道根室中標津生まれの彼と

私をはじめて会ったのは、彼が書

いているところによれば一九五八

年五月の立命短歌会の席であつた

ようだ。彼は法学部の一回生、私

は文学部の四回生であつた。私達

は急速に親しくなり、お互いの下

宿に出かけて泊まることもあつた。

無意味なる劣等感捨てよと

論しくれし

君が明け方に米を煮る音

その頃伏見藤森の下宿で自炊し

ていた私のところに泊まった折の

清原日出夫の歌である。

塔短歌会に入会した彼は、すぐ

さまその才能を開花させてゆく訳

だが、一九六〇年の塔二・三月合

併号に特別作品(群作)として発

表した「不戦祭」一二首が、当時

総合誌「短歌」の編集長だった富

士田元彦氏(現雁書館社主)の目

にとまり、短歌四月号に転載され

たのが清原の歌壇へのデビューと

なつたのであつた。

それらの作品は、一九六四年に

出版された彼の処女歌集「流水の

季」の中に収められているが、彼

の師であるアララギ派歌人であり、

京大教授の高安国世氏がその歌集

の序文の中で次のように述べてお

られる。

(前略) 清原の歌では、だれし

もすぐ気づくように、安保闘争の

デモの隊列の中からうたわれてい

ることが、今まで見られなかつた

点である。あの学生デモに対する

評価や批判はどのようにもあれ、

そして彼の思想や立場がいかよう

にもあれ、あの頃の政治的運動の

まんなかから、直接行動に参加し

ている人間として、これほどなま

なま誠実の声をうたい上げた歌

人はなかつたと思う。たとえあつ

たとしても、これほどリアステ

ィックに、つまり真迫性と問題の

国会デモをめぐる反目に

耐え抜きて怒りの朝を

不意に優しく警官が

ピラを求め来ぬ

その白き手袋をはめし大き草

投光器に石を投げよと叫ぶ声

探り光は定まりて来る

ブラカード燃やし
暖をとると聞けり立ちつくす

従きて来る警官を罵りつづく
一人その単純に疲れて歩む

ジグザグのさなかに脱げし

少女の靴

底向けて小さし警官の前

中庸を説きて誤字多き母の手紙
むしろ励ましとしてデモに行く

彼は卒業後兵庫県庁から長野県庁へと公務員として活躍し、短歌の方では「五十番地」という歌誌の責任者をつとめたが、本年六月六日肺癌のため死去。六七歳であった。



「燎原」総会小講演要旨 (2004・3・3)

占領下のイラクで 明らかになったこと (二)

坂井 定雄

五、CPAとイラク人統治評議会

戦争・占領計画を実現するため、ブッシュ政権は、〇三年三月二〇日からイラクを侵略し、圧倒的軍事力でフセイン政権とその四〇万の軍隊、一〇万の治安警察を壊滅させ、イラク全土を占領した。五月一日、ブッシュは「主要な戦闘は終了した」と勝利宣言をした。

米国は一五万人の米軍（ほかに、すくなくとも二万人の民間軍事サービス要員）でフセイン政権の残党狩りに当たるとともに、ORH A（復興人道支援室）に代えて六月、占領支配の統治機関（暫定占領当局＝CPA）を設立、七月にはCPAの支配下でイラク人を代表し、各省の大臣以下が行政を担当する統治評議会を設立した。統治評

議会は悪名高いチャラビらCIAが保護と援助を与えて活動させてきた亡命イラク人を中心に、政党七派、イラン亡命のシーア派指導者や非パース党の知識人、宗教指導者らをCPAが任命した。統治評議会は九月、閣僚二五人で構成する暫定内閣を発足。

しかし石油省、内務省、国防省はじめ各省には、CPAから「顧問」が派遣され、大臣以下のイラク人は「顧問」に支配された。ブッシュ政権は、イラク占領を

少なくとも三～五年と想定。早くても一年半後以降に、統治評議会を暫定政権に変え、形式的に主権返還をし、暫定政権のもとで、総選挙―親米的な正式政権の発足を計画していた。そして、国防総省は、ペルシャ湾はじめ大中東全域をカバーする米軍事態勢の中心として、大規模基地建設と米軍の駐留を親米イラク政権との協定のもとに恒久化する構想だった。

そして石油については、占領下でまず石油施設と輸出、収入管理、新規開発計画を完全支配した。親米政権への主権返還後も輸出をはじめ石油行政と新規開発を米国の要求どおりに実現する支配体制を維持するはずだった。巨額な利益

が約束されている新規開発については、産油量を五年後ぐらいいまでに倍増以上（三〇〇万BD↓七〇〇万BD）。新規開発は外国資本（米英系メジャー）が投資、運営する民間企業とする計画。

もう一つ重要なのは総額一、五〇〇億―三、〇〇〇億ドルと皮算用されている、復興再建ビジネス。今年三月末までに、すでに三三〇億ドル（うち米政府支出一八七億ドル、それ以外は、イラク石油収入、英国、国際機関など）が計上され、CPAあるいは米政府がほとんど米企業と契約している。最大口契約企業はハリバートン、ベクトル。ハリバートンだけで、二万四千人をイラクに派遣していると公表している。米社は下請けに西欧や韓国企業を使っている。

〇三年一〇月、マドリードで開かれたイラク復興支援会議では、世界銀行が試算した〇四―〇七年の必要額五六〇億ドルに対し、各国、国際機関は総額三三〇億ドルの直接資金拠出を表明。米国は二〇三億ドル、日本は五〇億ドル。不足分はイラクの石油収入でまかなえるはず。

六、国連を排除したツケ

違法な戦争、違法な統治

しかし、米国の戦争・占領計画は、戦争自体が国連安保理の支持、承認決議なしに行われたために、国際法上の正当性のない侵略戦争となり、占領もまた違法な行為となった。さらに、ブッシュが戦争の正当性の根拠とした大量破壊兵器は発見されず、「九・一一」を実行したと米国が主張しているアルカイダとフセイン政権の結びつきもまったく証明できなかった。この戦争の違法性が、その後のすべての事態の重要な原因の一つであり、占領に対するイラク人の抵抗を一気に拡大するのを助けた。

占領に対する武力抵抗闘争は、占領軍の行動、治安維持はじめ人道支援やインフラ復興への取り組みの低さ、行き当たりばつたりの占領行政への不満から、イラク人の米国に対する当初の歓迎が、急速に不満、反感に変わり始めた七月ごろから拡がり始め、九、一〇月には米兵の死者も急増し始めた。ファルージャを中心とした中、北部、バグダッドと南部でのシリア地域での米軍への攻撃、イラク武装勢力との戦闘が拡大。米国は占

領政策そのものを変更して、イラク人全体に拡がる反米・反占領感情を沈静化しなければならなかった。ブッシュ政権内では、国防総省、ネオコン主導の戦争・占領政策に批判的だったパウエル國務長官をはじめとする國務省、現実主義派が政策の転換を求めた。

〇三年一月、ブッシュ政権は占領政策を転換、CPAと統治評議会は、〇五年六月末までにイラク人の暫定政権を樹立して、主権を委譲することで合意。合意によると、〇四年二月末までに国家基本法を制定、暫定国民議会を五月末までに発足、〇五年末までに正式政権を選ぶ総選挙を実施する計画だった。

しかし、この合意は、まず基本法へのシリア派の反対におつかつた。シリア派は平等な総選挙による国民議会の選出、暫定政権の樹立を要求。それでは、シリア派優位の議会となり、イラン型政権になりかねないので、米国が強固に反対。行き詰まった。米国の思いのままにならないことが明白になった。

イラク人の抵抗闘争の政治的勝利の第一歩と評価すべきだろう。

七、泥沼から抜け出せない米国

・紛争解決の方程式 占領の終結、国連の強い介入、アラブ諸国の参加、国際的再建・復興支援そして民主的政権の樹立による完全な主権回復以外にないのだが……

さらに、米軍の占領、占領統治に実態は変わらないため、武装抵抗はさらに拡がった。とくにスンニ派のファルージャ住民の武装勢力に対する米軍の攻撃で、イラク人八〇〇人を殺害したことに国際社会からの批判が高まった。また、シリア派のサドル派との戦闘も拡大した。米軍の死者も増え続けた。国連と国際社会の協力なしに、イラク人の武装闘争を沈静化することも、イラク再建も進まないことはブッシュ政権にも明らかになった。

〇四年三月一八日、イラク統治評議会とCPAがアナン国連事務総長に書簡を送り、イラク暫定政権作りでの国連の支援を要請した。

「米英がCPAから国連主導の暫定政府作りを正式に方針転換したものと見え、イラクの復興・再建は今後、国連を軸に進むことになる」(〇四・三・一九 朝日新聞)

と評価された。

アナンはこの提案を受け、ブラヒミ事務総長特別顧問が率いる支援チームをイラクに派遣することになった。

ブラヒミはまもなくイラクに入り、人選を開始した。

ブッシュ米大統領は、五月二四日、イラク政策について演説、さらに同日、米英は国連安保理に新イラク決議案を提出した。どちらも、六月末のイラクへの主権委譲を「確認」したものだ。主権が形式的にCPAからイラク暫定政権に委譲されるとはいえ、安保理の承認、国際的な兵力増派を得て、米国の占領支配を事実上継続する内容だった。

(一) 米軍の指揮下に、米軍主体で「多国籍軍」の駐留を続ける

(二) イラク暫定政府の二六省と中央銀行では、派遣される顧問(アドバイザー)が、実権を持つ。

総数は約二〇〇人、国防省の二〇人、内務省二七人はじめ石油省も内務省も顧問全員を米国人が独占する計画。国連への「割り当て」はわずか一五人前後で、文化省、青年スポーツ省、計画省など。

このような主権委譲では、占領

の終結、イラク人の主権回復の一步にすぎず、むしろ米国の支配の継続を合法化するものでしかない。安保理決議を「お墨付き」に、武装抵抗勢力への攻撃を米軍は強化するだろう。もちろんイラク人の抵抗闘争は、さらに激化する可能性が大きい。

米国は、さらにイラクの泥沼に陥っていく。

泥沼から抜け出すには、米国は戦争・占領の目的を放棄し、国連国際社会の指導下に、イラク側に立法、司法、行政、石油管理・開発の権限を完全に引渡し、国連の指揮下の多国籍平和維持軍の一部として米軍を治安の任務に当たらせなければならぬ。多国籍軍には、アラブ諸国の軍隊も参加することが、極めて望ましい。多国籍軍は駐留期限を総選挙後の移行政権発足（来年一月予定）に限定。以後はイラク政府との合意と安保理決議によるのみ駐留することを確認することが必要。それによつてはじめて、米軍に対するイラク人の疑惑を低めることができる。

イラクの警察・軍は完全にイラク政府の命令下に置くことも重要。司法権をイラクに完全に返還す

ること。米軍によるイラク人の拘束、裁判なしの長期拘留、残虐な拷問を如何するか。

「ICRC（赤十字国際委員会）の報告書」（朝日 〇四・〇五・二七） Wallstreet Journal

「ICRCが接触した米兵は、イラクで自由を奪われている人の七〇〜九〇％は、誤つて拘束された」と指摘。「拘留の際、家にいる男であれば、老人や障害者、病人にいたるまで、全員に手錠をかけ、連行した」と語つたという。

イラク人権省によると、イラクの裁判所が「釈放が妥当」と決定

したケースのうち、昨年七月で九〇％、今年一、二月でも八〇％が、米英側の審査で却下されたという。

八、イラク戦争・占領計画失敗の世界的意味 新帝国主義の最初の挫折

以上がどこまで実現するか。国連での妥協ができ、プッシュ政権の欲望、主張が、ある程度通つたとしても、いづれ成立するイラクの正式政権は、米国の思い通りの親米政権ではなく、民族主義的、イスラム的な主張を強め、結局、米国を追い出すだろう。（終）

帝国の独裁者が戦争を始めるときの決まり文句

須田 稔

「アメリカ合衆国をおびやかす危険を看過することはできぬ。アメリカ帝国の安全とその威厳および同盟軍の神聖、しかして堅実なる基礎の上に中東および世界の平和を確立せんとする私プッシュの唯一にして動かざる目的を成す希

望は、ここに私をして軍の一部を国外に動かし、もつてこの目的達成のための新しい状況を設定するに決せしめたり。」

これはトルストイの「戦争と平和」第一巻第一篇一九に書かれた一節で、中村白葉訳の原文では、

野線部は順に ロシア 帝国 ヨーロッパ 朕 朕 です。

戦争を發動させる最高の首領は、時空を超えて似たり寄つたりの弁明をするものですね。

日本の天皇の宣戦布告——一八九四年八月一日の清国に対するのと、一九〇四年二月一〇日の露国に対するのとは、「宣戦ノ詔勅」で、一九一四年八月二三日の独逸国に対するのと、一九四一年一月八日の米英に対するのとは、「宣戦ノ詔書」ですが—最後の一文は、常套文句と言つてもよいものでね。

対清、対露の「宣戦ノ詔勅」では、「速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝国ノ光栄ヲ」までは同じで、対清では「全ウセムコトヲ期ス」、対露では「保全セムコトヲ期ス」。対独逸のそれは、「速ニ平和ヲ克復シ以テ帝国ノ光栄ヲ宣揚セムコトヲ期ス」。対米英の「宣戦ノ詔書」には、「速ニ禍根ヲ芟除シテ東亜永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝国ノ光栄ヲ保全セムコトヲ期ス」とあります。（芟除はサンジョと読み、草を刈り除く、敵をうち平らげるの意味です。）

「終戦の詔書」（一九四五年八月一日）を初めて熟読して、驚きました。

「米英二国ニ宣戦セル所以モ亦実ニ帝国ノ自存ト東亜ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他国ノ主権ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス・・・帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス」

つまり、自存自衛のための戦争だった。他国の主権を侵害したり、その領土を侵略するなどは、天皇の意思ではなかった。西洋列強の植民地主義からアジアを解放するという大事業に協力してくれた同盟関係の諸国に対しては、事業がこういう形で頓挫したことを申し訳なく思う、というのだ。

日本の同胞三〇〇万人、アジア地域二〇〇〇万人の生命を奪ったことにいささかの罪の意識もない、三軍統帥の長 戦争最高指導者 神と崇められた存在 天皇陛下という名の絶対君主であったのです。

罪の意識がないだけでなく、自己弁護 自己正当化の強弁もいところ。「新しい歴史教科書をつくる会」などの主張は、「国体の

護持」「皇国史観」の再生を切望しているものですが、戦争終結の宣言文で無知蒙昧と破廉恥を露呈した天皇を 讃仰したいのではありません。

外国の領土に許可なく軍隊を侵入させたのです。これを侵略といふのです。そして、武力を行使して人間を殺害し建物を破壊したのです。これを戦争といふのです。

アメリカのイラクに対する戦争は、大日本帝国の戦争とよく似ています。「大量破壊兵器の切迫した脅威」も「専制政治から自由への解放」も、この戦争の大義では

なかったことが、パウエル国務長官やアナン国連事務総長の最近の証言や発言で、いよいよ明白になりました。

日本国憲法の、とりわけ前文と第九条の値打ちが輝きを増してきました。好戦勢力が憲法改悪を必要としているのです。（二〇〇四・九・一〜一七）



歴史的な勤評・安保の たたかいに参加して (四)

湯浅 晃

七、勤評反対闘争のなかで発展してきた学校（職場）の民主化のとりくみ

戦後、新しい憲法と教育基本法のもとで、戦前とは根本的に異なる民主的な教育制度が発足し、教

導要領）をつくることになっていました。

しかし、アメリカ占領下で、政権の座にいた保守党内閣（今の自民党）とその指導下にあった文部省は、第二次世界大戦での天皇制政府の敗北の意義を理解せず、アメリカの理解のもとに国家主義的な教育内容と中央集権化の教育制度を残そうとしました。アメリカ占領軍は、内外の民主勢力を抑えていくためには天皇、財閥、戦前からの保守・反動勢力を利用しようとしていましたから、生き残りの文部官僚と手をむすんで民主的な教育改革を真剣に推し進めようとはしませんでした。このことは勤評闘争の頃にはまだ教育現場に反映されており、一般的に言って、戦後これといった民主教育の機会（再教育）を保障されることなく、戦前の延長線上での教育をつづける歳のいった教職員と、歳はいっていても、戦時中の教え子を戦場に送った間違った教育の経験と戦後の教育に活かしていこうと努力したり、戦時中の苦しい体験と戦後の民主教育をうけてきた若い教職員の間には違いがありました。この違いを民主教育めざして大きくのりこえていくたたかい

が勤評反対闘争でした。

勤評の年に、文部省は、小、中、高の「学習指導要領」を教育現場に、「法的拘束力」のあるものとして押し付けてきました。いまこれを詳しくここでふれる紙数はありませんが、文部省・教育委員会の上から「職務命令」で教職員を強制的にかりあつめる「伝達講習会」と、伝達の中味と強制に反対する職場での真剣な討議が職場の民主化を押し進めました。

文部省は、教育委員会を督励して、伝達講習会を文部省を会場に、そして、例えば中部地方は名古屋、関西地方は大阪で、また、都道府県ごとに、校種別、教科別、問題別に丹念に開いていきました。当初は参加者が事前に判ったことが多く、その時は職場で参加すべきではないという私たちの説得が行われました。そのうちに秘密裏に参加者が組織されるようになり、私たちは会場を突き止めて、入場を待つ参加者一人一人に参加しないよう訴えました。そこで文部省は参加者をバスに乗せたまま、警官隊に守らせて、会場入口まで運んで参加者が判らないようにするなどの方法をとりました。私も組合の要請を受けて、全国各地で強

行された講習会に参加しないように説得に走り回りました。

名古屋で開かれた中部地方の講習会では、会場入口に参加者が列をつくっていましたが、京都からの参加者に説得を行うことができませんでした。しかし、残念ながら会場にはいらずに引き返そうという人はありませんでした。大阪の金蘭園学園を会場に強行された関西地方の講習会では、警官隊が説得にかけつけた私たちの隊列におそいばかり、私は手首にかき傷をおい、腕時計もこわされました。このような攻撃によって、高校では「道徳教育」（倫理社会の新設）が強行されていったのです。

この勤評の年には、教育行政の中央集権化を強めるために、校長に「管理職」としての自覚をもたせようとして、「管理職手当」の支給を法制化しています（後に教頭にも「管理職手当」、さらに主任も任命制にきりかえられて「手当」が出たことを記憶している教職員も多いことと思います）。私たちは、教育の現場には上下関係はもちこむべきではない、教育基本法には、教員が直接国民に責任をもつて教育を進めることが規定されているとあって、市高校長会

に反対の態度を示すことを要求しました。校長会は迷ったすえ、ようやく「管理職手当に賛成しがたい」との態度を表明しました。これを市教委がきびしく追及したためこの態度表明のあと、元気だった奥谷校長会長（洛陽高校長）がめずらしく四・五日学校を休むといった事態がおこりました。

そのほか、伏見定時制分会では、勤評の年に、学校運営を民主化していくために、予算委員会と人事委員会が設置されました。いまま運営が苦しいといわれながらも、教育委員会から配分される常用費などがどのように支出されているのかは、私たち一般の教職員には、まったくわかりませんでした。そのくせ、三月の年度末には、どこにも出張していない私にハンコを押させて、旅費をどこかに回しているようでした。そこで、主事の抵抗はありましたが、三人の予算委員会を設置して、各部署の予算要求を精査して予算案をつくり、職員会議で審議して予算を決めるという民主的な方法にあらため、日常の支出も予算委員長の認印が必要ということになりました。この制度は、みんなから歓迎されました。紙数の関係で、これ以上の

ことをふれることは遠慮したいと思います。私共三人の予算委員のひとりとして活躍させてもらいました。そのほか、転勤希望、昇格、賃金の不合理是正などを日常的にとりあげる人事委員会（三人）が設置され、活動をはじめていました。

八、勤評闘争の歴史上の位置

戦後の大闘争であった勤評を簡単に総括することは、至難の業です。以上の私の叙述をみてもわかるように、戦前の古い教育を復活させようとしていた勢力と、あたらしい戦後の憲法と教育基本法のもとに、民主教育を押し進めようとする教職員と民主勢力が対決するきわめて重要なたたかひでした。このたたかひはまた職場を民主的に変えていく重要なたたかひでもありました。教育委員会のいいなりにうごいてきた多くの教職員組合を「教え子を再び戦場に送るな」の誓いの下に、たたかう組織に成長させていったとろくみでした。全国の多くの教職員組合を「校長組合」からたたかう組合に脱皮させていきました。職場で組合運動を支える共産党員や活動家が増え、約七八〇名いたわ

が市高でも数人しかいなかった共産党員が五八年から五九年にかけて数倍に増加しました。一般の組合員であった教職員のなかから多くの活動家が育ちました。厳しい運動の先頭にたつてたかつていた共産党員は、多くの教職員の尊敬をかちとっていました。しかし、当面していた大きな課題をまえにして、構築された私たちの陣地は、まだまだ不十分なものでした。全国的にも、京都でもまだ多くの校長組合が残されましたし、共産党員の組合役員が指導できた府県教組は、まだ、京都、高知、山口と若干の高教組にとどまりました。

京教組参加の十五支部（単組）全部が統一戦線の立場を確立したのは、一九六〇代後半の解放同盟とのたたかいを乗り越え、六七年の京都市長選挙で勝利をかちとつてからです。そこで示された対決点は、今日も一層鋭い対決点として、教職員や国民のまえに提起されているものです。勤評闘争を職場の教職員や青年に大いに今も研究してもらいたい非常に重要な課題です（勤評闘争のことを知りた

なものとして、僭越ですが、拙著「戦後教育労働運動の歴史」（新日本新書・一九八二年）と「京教組四十年史」（京都教職員組合・一九九〇年）を見ていただきたい。



執筆者紹介

黒住 嘉輝 くるずみ よしてる
歌人。京都市西京区在住。

坂井 定雄 さかい さだお
龍谷大学教授。

中東政治論等専攻。

元共同通信記者。ペイルート等在勤。京都支局長等。

須田 稔 すだ みのる
立命館大学名誉教授。

宇治市在住。

湯浅 晃 ゆあさ みつる
元京教組委員長。

京都府相楽郡山城町在住。

編集後記

二〇〇四年という年は、世界と日本にとって忘れられない年になった。イラク戦争をはじめたアメリカ合衆国は、大義名分とした「大量破壊兵器」はなかったことを公式に認めざるをえなかったが、それでも「テロリスト」を攻撃するとして、毎日のようにイラク人民の殺りくをくり返している。アメリカの同盟国を以て任ずる日本の小泉首相は「イラク復興支援」と称して陸上自衛隊をサマワに送った。本来の期限はせまったが、撤退の意志はないという。

自民党も公明党も民主党も、それぞれに憲法の改悪に乗り出すことを明確に公言した。問題は九条にあり、自衛隊の海外派遣を公認する方向に進んでいる。自衛隊の存在はただ専守防禦の一線だけでその妥当性を主張してきたはずである。それが先制攻撃のアメリカ軍の同盟軍となるために九条を改悪してしまえば、もはや立派な軍隊であり、自衛隊ではない。そうなれば戦場にもいくことになるだろう。

アメリカ軍は頻繁に兵力の交代をする。大体、二〜三月のローテーションのようだ。戦時中の日本

軍のように、同じ戦場に出ずっぱりということがない。だからアメリカ軍のイラクにいる兵力はそれほど大きくなくても、後方、本国の大きな兵力が順ぐりに派遣されて、また帰還するという兵力の循環がおこなわれている。兵力が足りなくなり、州兵の予備役が動員されているという。日本の自衛隊は志願制だ。予備自衛官はすくない。アメリカ軍の同盟軍として軍事活動しても、やはり同じようにローテーションでいくほかあるまい。だがその時に進んで自衛隊に入ろうとする青年がそれほど出るとは考えられない。とすれば、この道は徴兵制につながるだろう。

憲法九条改悪は徴兵制への道を切りひらく。かつて大日本帝国の徴兵制で戦場におもむいた経験のある編集子は、声を大にして、憲法九条を守れ、と叫んでやまない。

会および会報については、左記へご連絡下さい。

【事務局】

〒六〇六一八〇七

京都市左京区高野東開町

一―三三 第三住宅

三三―三〇二 井手 幸喜

TEL FAX
〇七五―七二二―三三―三三